

## ● 国内研究助成事業

## 平成22年度 募集要項

(国内研究助成・国際会議助成)

国内の大学 その他の研究期間(民間企業を除く)に所属する水環境分野の研究者を対象とし、以下の要項で公募する

## 1. 助成対象

## 【国内研究助成】

水環境(これに関連の深い環境を含む)分野における先駆的、独創的な研究の遂行に対する助成であって、助成期間は単年度(1年間)を原則とし、下記に示す助成対象分野、各区分で公募する。

## (1) 助成対象分野

自然科学 : A 持続可能な水・環境の保全、再生に関連する  
先端的技術、評価方法、管理手法 に関する研究  
社会・人文科学 : D 水・環境に関する法規制、経済、教育等に関する研究

## (2) 区分

萌芽的研究 : 原則として35歳以下の若手研究者が遂行する  
萌芽的研究  
一般研究 : 助成期間(1年間)で一定の成果が見込める研究計画であって原則として45歳以下の研究者が遂行する研究。

## 【国際会議助成】

水環境分野における研究成果の発表あるいは国内で開催される国際会議の開催を対象として、原則として下記の条件に基づいて助成対象を公募する。

国際会議発表助成 : 平成22年10月～平成23年9月に海外で開催される水環境に関する国際会議の研究成果発表に対する助成。

国際会議開催助成 : 平成22年10月～平成23年9月に、国内の学会が主催あるいは協調する水環境に関する国際会議であって、原則として国内で開催される学術会議開催に対する助成。

## 2. 募集期間

平成22年4月1日(木)～5月20日(木)23:59 厳守

最終日は応募が殺到し、締切り時刻までに受信できない場合がありますのでご注意下さい

## 3. 応募方法

”平成22年度応募方法(国内研究・国際会議)”より申請書をダウンロードし、E-mailに添付してください

## 4. 選考

当財団の選考委員会において公正に審査し、助成対象者および助成金額を決定し、その結果を財団理事長から申請者に通知する。

## 5. 助成金の交付

助成金は選考結果に基づき下記を上限として交付される

【国内研究助成】 (円/件)

	萌芽的研究	一般研究
自然科学分野	500,000	1,500,000
社会・人文科学分野	400,000	700,000

【国際会議助成】 (円/件)

	助成金交付額
国際会議発表助成	250,000
国際会議開催助成	500,000

**注意**

国際会議発表に対する助成金交付は、申請された研究が国際会議で受理されることを条件とする。助成対象者は財団理事長に国際会議事務局からの採択通知書のコピーを財団事務局に送付し発表論文が受理されたことを財団理事長に通知しなければならない。

申請された同じ研究成果の国際会議発表に対し、他の法人から助成を受けられた場合は当該申請に対し助成金の交付は行わないこととする。

**6. 助成対象者の義務**

助成金の交付を受けた者は、下記の提出書類を期限までに提出しなければならない

**【国内研究助成】**

(1) 助成研究概要の提出

助成金贈呈式の出席者に当該年度の助成研究を紹介することを目的とする。

対象区分	提出書類	期 限
国内研究助成	研究概要	選考結果通知の発行日から14日以内

(2) 報告書の提出

対象区分	提出書類	期 限
国内研究助成	・研究成果報告書 ・経理報告書	平成23年10月15日 平成23年10月15日

研究成果報告書：1. 指定の報告用紙をダウンロードし、助成期間中(平成22年10月～平成23年9月)における研究成果の要約を作成して財団事務局に提出する  
2. 公開論文(外部発表、投稿など)のコピーを添付して財団事務局に提出する。

経 理 報 告 書：1. 指定の報告用紙をダウンロードし、助成金の支出を様式に示した費目別一覧を作成する。  
2. 支払いが完了していることが確認できる書類  
または、支出に対する領収書を添付。(コピー可)  
3. 他の経費と合算して支出した場合は、当該領収書のコピーに「～の支払～円を含む」と明記して添付する。

**【国際会議助成】**

(1) 国際会議発表助成対象者は国際会議事務局からの採択通知書のコピーを財団事務局に送付し発表論文が受理されたことを当財団理事長に通知しなければならない。

(2) 報告書の提出

対象区分	提出書類	期 限
国際会議発表助成	・国際会議パンフレット ・発表論文別刷 ・経理報告書	国際会議終了後3ヶ月以内
国際会議開催助成	・国際会議パンフレット ・経理報告書	国際会議終了後3ヶ月以内

経 理 報 告 書：1. 指定の報告用紙をダウンロードし、助成金の支出を様式に示した費目別一覧を作成する。  
2. 支払いが完了していることが確認できる書類  
または、支出に対する領収書を添付。(コピー可)  
3. 他の経費と合算して支出した場合は、当該領収書のコピーに、「～の支払～円を含む」と明記して添付する。

**留意事項**

当財団の国内研究助成あるいは国際会議助成への応募に際しては、下記事項を留意のうえ応募して下さい。

**1. 助成金の使途**

(1) 国内研究助成：研究に必要な物品、旅費その他研究に直接必要なものの支出

(2) 国際会議助成：国際会議での発表あるいは会議開催に必要な旅費、参加費、資料作成費、会場費など直接経費の支出

## 2. 研究成果の取扱い

水環境に関する技術の振興に資するため、助成対象に採択された研究の概要、研究成果および公開された論文の一部を当財団ホームページに掲載する。

(1) 助成申請書：研究者の所属、氏名、研究題目

(2) 成果報告書：要旨、研究者の氏名、所属等(発表あるいは投稿論文の別刷を含む)

\* 研究成果報告のうち、未公開の研究については、研究者が了解する場合を除き原則非公開とする。

## 3. 発表(Acknowledgment)

(1) 助成対象となった研究の成果を投稿あるいは発表する場合は、当財団の研究助成活動を広く知ってもらうことを目的として、論文に「クリタ水・環境科学振興財団」の助成を得たことを記述する。

(2) 発表論文の別刷を財団事務局に送付し、財団は、これを記録し、保管する。

## 4. 変更・中止の取扱い

助成金受給者は、下記の場合その旨を財団理事長に事前に報告し、承認を得なければならない。

(1) 採択が決定した後、研究内容の著しい変更をしようとする時、または中止しようとするとき

(2) 国際会議の発表、開催を中止しようとするとき。

## 5. 取り消し又は返還要求

助成金受給者が次の事項に該当する場合は、助成金の交付決定を取消または助成金の返還を求めることがある。

(1) 財団理事長に報告することなく、助成対象となっている研究を中止あるいは著しく規模を縮小するとき。

(2) その他、成果報告書、経理報告書など受給者としての義務に著しく反する行為があった場合

以上